

1 / 24 (金) の発表



報道発表資料の配付日時 1月24日(金) 15時00分

発表項目	食品表示法の施行による表示制度の変更(経過措置終了)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	月 日 ( ) 時 分~	発表場所	
概要	別紙のとおりお知らせします。		
参考			

報道(取材) に当たっての お願い			
他のクラブ との関係	同時配付	:(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	<p>(栄養成分表示等に関すること)</p> <p>保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくりグループ(担当:菊地) 電話(代表) 011-231-4111 (内線25-509) (ダイヤル) 011-204-5767</p> <p>(アレルギー表示等に関すること)</p> <p>保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ(担当:関谷) 電話(代表) 011-231-4111 (内線25-903) (ダイヤル) 011-204-5261</p> <p>(品質事項(原料原産地表示等)に関すること)</p> <p>環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化グループ(担当:桂田) 電話(代表) 011-231-4111 (内線24-528) (ダイヤル) 011-204-5216</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 食品表示法の施行による表示制度の変更（経過措置終了）について

- 食品表示法の施行により、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から加工食品への栄養成分表示が義務化され、一般用の加工食品には、新たに、食品単位（100g、1 食分等）当たりの熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の 5 項目の表示が必須とされたほか、アレルギー表示等に係る基準等が変更されました。
- 経過措置の終了が令和 2 年（2020 年）3 月 31 日までとなっていますので、事業者への制度の再周知を図るとともに消費者への制度周知のため、普及啓発にご協力をお願いします。

### 1 制度の主な変更点について

#### （1）栄養成分表示の義務化

- ・一般用の加工食品には、消費者の健康管理に資する観点から、新たに、食品単位（100g、1 食分等）当たりの熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の 5 項目の表示が必須とされました。
- ・なお、表示可能面積が小さいもの（概ね 30 cm<sup>2</sup>以下）、酒類、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものや小規模事業者が販売するもの（ただし、スーパー等小規模でない事業者を介し販売する場合を除く）等については省略が認められています。

#### （2）アレルギー表示に係る表示ルールの変更

- ・原則として、個別の原材料や添加物にアレルゲンが表示されます。
- ・なお、個別の表示がなじまない食品等について、一括して表示をすることが認められており、この場合、原材料中に表示されているアレルゲンについても、一括表示に再度表示されます。その際、「一部に〇〇・▲▲を含む。」と表示することとされています。
- ・特定加工食品（※）が廃止され、アレルゲンが表示されます。  
※ 特定加工食品：マヨネーズは卵、パンは小麦を原材料としているなど、アレルゲンを含むことが常識的に分かると考えられてきた食品で、改めてアレルゲンを表示しなくてもよいとされていた。

### 2 お問合せ・相談等について

- （1）栄養成分表示については、最寄りの保健所または、北海道保健福祉部健康安全局 地域保健課 011-204-5767（ダイヤルイン）
- （2）アレルギー表示については、最寄りの保健所または、北海道保健福祉部健康安全局 食品衛生課 011-204-5261（ダイヤルイン）
- （3）食品表示の品質事項（原料原産地表示等）については、最寄りの（総合）振興局または、北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課 直通番号 011-204-5216（ダイヤルイン）

**一般用加工食品を製造、加工、輸入、販売される  
食品関連事業者の皆様**



平成27年4月1日から  
**義務表示**に  
なっています

**栄養成分表示**を  
行っていますか？

**一般用加工食品の経過措置期間は平成32年3月31日まで！**

平成27年4月1日に食品表示法が施行され、一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられました。

平成32年3月31日までに製造(又は加工・輸入)されるものについては、食品表示法施行前の旧基準による表示が認められますが、1日も早く消費者に新たな表示が届くよう、計画的に準備をし、速やかな表示の切替えに努めてください。

食品表示法に基づく食品表示基準では、  
一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられています

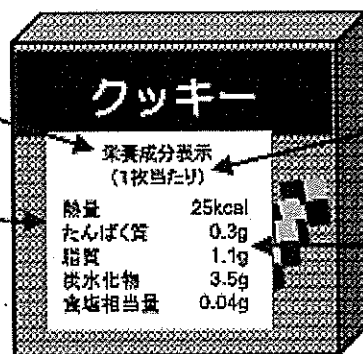
必ず、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の5つを表示します。

表示方法には、決まりがあります

**【例】**

必ず「栄養成分表示」と表示します。

熱量及び栄養成分の表示の順番は決まっています。



食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。

表示される値は分析の他、計算等によって求めた値を表示することが可能です。

表示可能面積がおおむね30cm<sup>2</sup>以下の場合、消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法に規定する小規模事業者が販売する場合※、食品を製造し又は加工した場所で販売する場合等、栄養成分表示が不要な場合があります。

※ 小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等の販売する事業者が小規模の事業者でない場合は栄養成分表示が必要です。

**お問合せ先**

最寄りの保健所または、  
北海道保健福祉部  
健康安全局地域保健課  
電話 011-204-5767

【平成30年5月】

## アレルギー表示について

- 食物を摂取等した際、食物に含まれる原因物質(アレルゲン:主としてたんぱく質)を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすことがあります。これを食物アレルギーといいます。
- 食物アレルギーをもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、特定原材料を定め、容器包装された加工食品について、当該特定原材料を含む旨の表示を義務付けています。

### 【主な食物アレルギーの症状】

軽い症状: かゆみ、じんましん、唇や顔の腫れ、嘔吐、喘鳴  
 重篤な症状: 意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

### 特定原材料等

根拠規定	特定原材料等の名称	理由	表示の義務
食品表示基準 (特定原材料)	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。	表示義務
消費者庁 次長通知 (特定原材料 に準ずるもの)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。 特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要。	表示を推奨 (任意表示)

### 表示例

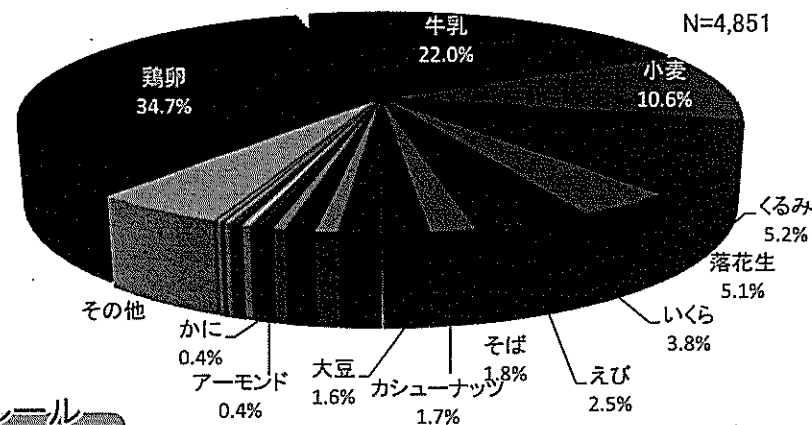
(アレルギー表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示も可。)

#### 【個別表示する場合】

原材料名: じゃがいも、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む) / 調味料(アミノ酸等)

### 【食物アレルギーの実態】 即時型症例の原因食物の内訳

出典:平成30年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書  
 「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」より作成



### 主なルール

#### 【代替表記】

特定原材料等と具体的な表示方法が異なるが、特定原材料等の表示と同一のものであると認められるものにあつては、その表示をもって特定原材料等の表示に代えることができます。  
 例えば、「卵」であれば、「玉子」や「たまご」の表示をもって、「卵を含む」の表示を省略することができます。

#### 【コンタミネーション】

原材料として特定原材料等を使用していない食品を製造等する場合であっても、製造工程上の問題等によりコンタミネーションが発生することがあります。他の製品の特定原材料等が製造ライン上で混入しないよう十分に洗浄するなどの対策の実施を徹底することが原則ですが、これらの対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合については、注意喚起表示を推奨しています。  
 例:「本品製造工場では○○(特定原材料等の名称)を含む製品を生産しています。」

#### 【可能性表示の禁止】

「入っているかもしれない」といった可能性表示は認められていません。

#### 【一括表示する場合】

原材料名: じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物 / 調味料(アミノ酸等)、(一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)